

■松浦市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の実施結果について

■意見募集期間：2024年1月20日（土）～2024年2月18日（日）

■意見提出 1名

■提出意見数 3件

■意見と意見に対する市の考え方

意見	意見に対する市の考え
<p>① 太陽光発電設備に関しては、耕作放棄地を再利用するのが良いと思う。お金を生まない雑草地を燃料費まで負担し高齢になって管理するのは大変。初期費用無しで月々幾らかの収入を得る事ができるのは魅力ではないかと思う。(但し詐欺まがいの業者等も居るみたいなので、市役所で信頼できる業者を選定紹介されると良いのではないか。)</p> <p>② 小型風力発電に関しても①と同じ様に感じる、但し個人的に近所に設置してある3基の風力発電は、今は1基しか稼働してなく3基稼働している所を近頃見た事無いので、安全性・耐久性等に不安が有りそうに思う。</p> <p>③ 木質バイオマスボイラーに関して、ボイラーメーカーの電気制御担当として開発当初から制御盤設計製作、動作プログラムの設計等15年位取り組んでいる。木質バイオマス利用は、再生可能エネルギー利用として最高だと思っているが、燃料としては、形状・水分含水率等が安定しておらず</p>	<p>本市における太陽光発電のポテンシャルにおいて荒廃農地のポテンシャルは大きく、有効に活用していく必要があると考えています(荒廃農地のポテンシャルは第9章 資料編に整理しています)。今後の取り組みの参考にさせていただきます。なお、市が特定の事業者を斡旋(選定紹介)することはできません。</p> <p>小型風力発電については、2018年度の固定価格買取制度よりカテゴリーが撤廃されたこともあり、本計画では大型陸上風力発電のポテンシャルを整理し、施策を検討しています。なお、本市においては、松浦市環境保全条例第7条の2に基づき、事業者が小形風力発電(20キロワット未満)を設置するにあたり、事業者等が松浦市民の安全・安心及び環境保全、景観保全の観点から、自主的に遵守する事項や調整手順を明らかにすることを目的とした「松浦市小形風力発電(20キロワット未満)施設設置に関する指針」を策定しています。今後も本指針に基づき指導等を行ってまいります。</p> <p>ご指摘のとおり木質バイオマス活用の推進は、森林の適切な維持管理や防災面の強化、海域の環境保全、漁場創出のほか、地域経済への波及効果も期待できる、重要な施策の一つと考えています。今後市内の熱需要等について調査を進めながら、木質バイオマスの活用について検討していきたいと思っております。</p>

、灯油や重油ボイラーみたいに簡単には行かない、そこを解らず気候が違うヨーロッパ製を導入して、簡単に日本の条件に合わせる事が出来ず苦労しているのが実情。但し日本製は、外国製に比べれば、日本の気候に対応しており、比較的安心して使っていると思う。

バイオマスボイラーは、熱エネルギーを作る方が効率的に良く、公共施設の暖房補助装置として使い、災害時に避難所のエネルギー源として利用できる装置だと思う。その他、一次産業のエネルギー源としても利用可能。

また、バイオマスボイラー（バイオマス利用）に関しては、効果を部分的に考えるのではなく、間伐材等（剪定枝、伐採木）を燃料に有効活用する事により、地域の森林整備に繋がり、荒廃した森林を再生し災害に強いまちづくりや海的环境保全等、地域全体での取り組みとしてトータルで考える必要があると思う。